

指定管理者を募集します

平成15年9月、地方自治法の一部改正により、民間の活力やノウハウの活用による利用者サービスの向上及び経費の節減などを目的に指定管理者制度が導入されました。

これまで、公の施設の管理運営は、公共性の観点から、公共団体、公共的団体及び公共団体の出資法人に限定されていましたが、新しい制度では、議会の議決により、株式会社、NPOなどの民間事業者を地方公共団体が指定するものに公の施設の管理運営を任せることが可能となりました。

そこで市では、「都留市都留戸沢の森和みの里 [温泉施設(芭蕉 月待ちの湯)、宿泊施設(一位の宿)、交流体験施設(種徳館)、加工体験施設(和産館)、芝生施設(ゆうゆう広場)、遊具施設(わくわく広場)]」、「都留市鹿留緑地広場」、「都留市在宅老人デイサービスセンター」を管理・運営する指定管理者を下記のとおり募集します。

募集及び選定スケジュール

(3施設共通)

①募集要項、様式の配布期間

平成17年10月3日(月)～17日(月)

②質問の受付期間

平成17年10月3日(月)～17日(月)

③質問の回答

平成17年10月21日(金)

④申請書類の受付期間

平成17年10月24日(月)～11月11日(金)

都留市都留戸沢の森和みの里

◇施設所在地 都留市戸沢874番地

◇指定期間 平成18年4月1日
～平成26年3月31日(8年)

◇申請の資格

安定した管理運営を行うことができ、都留市内に主たる事業所を置くまたは置こうとする法人またはその他の団体。

◇業務の概要 ①各施設の利用許可
②各施設や設備の維持管理

◇募集要項配布、申込・問合先
産業観光課 農林振興担当



都留市在宅老人デイサービスセンター

◇施設所在地 都留市下谷2516番地1
都留市保健福祉センター いきいきプラザ都留内

◇指定期間 平成18年4月1日
～平成21年3月31日(3年)

◇申請の資格

都留市内に主たる事務所を置き、都留市内において、平成17年4月1日現在で、1年間以上の介護保険法の規定による通所介護に係る事業実施の実績があり(今現在も運営している法人)、介護保険法の規定による通所介護に係る事業実施の指定を受けている法人であること。

◇業務の概要

①老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターとしての事業

②その他市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

◇募集要項配布、申込・問合先

いきいきプラザ都留内 健康推進課
保健福祉センター担当 ☎ (46)5113 内線120



都留市鹿留緑地広場(サンパーク都留)

◇施設所在地 都留市鹿留3900番地

◇指定期間 平成18年4月1日
～平成26年3月31日(8年)

◇申請の資格

安定した管理運営を行うことができ、スポーツ施設の運営経験がある、都留市内に主たる事業所を置くまたは置こうとする法人またはその他の団体。

◇業務の概要 ①緑地広場の利用許可
②施設や設備の維持管理

◇募集要項配布、申込・問合先
産業観光課 観光振興担当

